

令和7年9月2日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

第220回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後１時００分 開会

○小島林政課長 定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催したいと思います。

事務局の林政課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、定足数について御報告させていただきます。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め18名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に、参考１として林政審議会委員名簿を配付させていただいております。本日は、河野委員と澤田委員がオンラインで御出席されています。佐藤委員及び林田委員におかれましては御欠席となっています。なお、澤田委員は所用のため途中で退席される予定でございます。

また、８月１日付で小貫委員に代わりまして安藤委員に御就任いただきました。安藤委員より一言御挨拶いただければと思います。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 王子ホールディングスの安藤と申します。小貫に代わりまして本日から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島林政課長 ありがとうございます。

また、林野庁の人事異動がございましたので、この場を借りて御紹介させていただきたいと思っております。

７月１日付で、小坂長官。

○小坂林野庁長官 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 谷村次長。

○谷村林野庁次長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 齋藤森林整備部長。

○齋藤森林整備部長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 長崎屋国有林野部長。

○長崎屋国有林野部長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 横山企画課長。

○横山企画課長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 小坂田経営課長。

○小坂田経営課長 よろしく申し上げます。

○小島林政課長 土居計画課長。

○土居計画課長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 増山森林利用課長。

○増山森林利用課長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 諏訪整備課長。

○諏訪整備課長 よろしく申し上げます。

○小島林政課長 石井経営企画課長。

○石井経営企画課長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 以上が就任しておりますので、お手元の参考2、林野庁名簿を御覧いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は立花会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○立花会長 皆様、こんにちは。猛暑のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日はこれから林政審議会本審と、その後、施策部会があると聞いております。長い1日になりますけれども、皆様から忌憚のない積極的な御発言をお願いしたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日は庄子農林水産大臣政務官に御出席いただいております。御挨拶をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○庄子政務官 ただいま御紹介をいただきました、農林水産大臣政務官を拝命しております庄子賢一でございます。

林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

御多忙のところ、リモートの皆様をはじめ委員の皆様に御出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

まずは冒頭、先月の大雨に伴います災害により亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました全ての皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

本日は、三つの事項につきまして諮問をさせていただきたいと思います。

まずは森林・林業基本計画の変更についてでございます。

森林・林業・木材産業におきましては、人工林資源を中心に本格的な利用期を迎えております中で、現行の基本計画策定時の5年前と比較いたしますと国産材の供給量が拡大するとともに、林業産出額や林業従事者の給与も増加するなど徐々により流れができてきておりまして、こうした流れを更に大きく確実なものとするのが重要だと思っております。

また、2050年ネット・ゼロの実現や生物多様性保全への社会的関心の高まりにおきまして、農林水産省では確実な再生林や生物多様性に配慮した森林整備等を進めるとともに、木材需要の更なる拡大に向けまして、木材利用によるCO₂貯蔵効果等を活かし、全国で街の木造化を加速する「森の国・木の街」の実現に向けた取組を進めていくことにしております。今回の森林・林業基本計画の変更では、こうした情勢や課題に対しまして現場の皆様の声に耳を傾けながら、今後の森林・林業・木材産業のあるべき姿を考えていく所存でございます。

委員の皆様には活発な御議論をいただきますようお願い申し上げます。

加えまして、令和8年度森林及び林業施策、森林・林業白書と令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましても併せて諮問させていただきます。これらにつきましては毎年、農林水産省から公表しており、こうしたことにつきましても忌憚のない御議論を賜ることをお願い申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、農林水産大臣からの諮問事項が3件ございます。森林・林業基本計画の変更について、令和8年度森林及び林業施策について及び令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてでございます。

このうち令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましては、事務局から説明を受けた後、審議を行いまして、答申まで行いたいと考えておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、庄子政務官から諮問をいただきたいと思います。

庄子政務官、よろしくお願いいたします。

○庄子政務官 林政審議会会長 立花敏殿。

農林水産大臣 小泉進次郎。

森林・林業基本計画の変更について。

標記について、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第8項において準用する同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

（庄子政務官から立花会長へ諮問文を手交）

○立花会長 承知しました。

○庄子政務官 林政審議会会長 立花敏殿。

農林水産大臣 小泉進次郎。

令和8年度森林及び林業施策について。

標記について、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

（庄子政務官から立花会長へ諮問文を手交）

○庄子政務官 林政審議会会長 立花敏殿。

農林水産大臣 小泉進次郎。

令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき、令和6年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

どうぞよろしくお願いいたします。

（庄子政務官から立花会長へ諮問文を手交）

○立花会長 承知しました。

庄子政務官におかれましては、公務のため、ここで退席されます。

ありがとうございました。

○庄子政務官 どうぞよろしくお願いいたします。

（庄子政務官 退席）

○立花会長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

先ほど諮問いただきました令和8年度森林及び林業施策については、令和7年度森林及び林業の動向と併せて令和7年度森林・林業白書となります。これについては、来年春の答申に向けて施策部会を中心に審議していただきたいと思います。

施策部会長、よろしくお願いいたします。

○藤掛委員 承知しました。

○立花会長 それでは、議事に入ります。

議事（１）令和６年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてです。

これは国有林野の管理経営基本計画に基づく令和６年度の実施状況を取りまとめたもので、毎年御審議いただいているものとなります。

冒頭に申し上げたとおり、本日、答申まで行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

石井経営企画課長より御説明をお願いいたします。

○石井経営企画課長 改めまして、経営企画課長の石井でございます。この７月に森林利用課長から経営企画課長になりました。引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、私から、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、お手元の資料１－１、概要、１－２、本体、１－３、参考資料の三つが関係資料でございますが、時間の都合上、主に資料１－１、概要版を用いて説明させていただきたいと思います。

先月、全ての委員の皆様事前に御説明させていただき、委員の皆様からは、私どもが当たり前だと思いがちであることとか気付かなかった点など、大変有意義な御意見を頂いたところでございます。これを踏まえまして、今回は修正した点を中心に、簡潔に御説明したいと思っております。

それでは、資料１－１の１ページをお開きください。

ちなみに、資料の右肩に関連する本文の場所が書いてございます。併せてそちらを見ていただきながらということも可能でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、おさらい的に、国有林野の現状についてでございます。

簡単に御説明したいと思いますが、国有林野は国土の２割、そして森林の３割を占めてございます。奥地の急峻な山脈に分布し、水源の涵養や生物多様性の保全といった様々な公益的機能を発揮しているところでございます。また、国有林野の約９割が保安林でございまして、世界自然遺産の陸域の多くを抱え、正に国土の基盤といった位置を占めている重要な森林であります。

２ページをお開きください。

この国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況でございます。

施策部会で今度、議論することになります森林・林業白書の製本版は大きなものですが、この国有林版の白書は、こういった形の小さいものに印刷して皆様にお配りいたします。ですか

ら「ミニ白書」という愛称で呼んでおりますけれども、こういった形で国有林の取組の状況をまとめているところでございます。

この国有林野、正に国民の森林でございまして、その管理経営は、あらかじめ国民の皆さんから御意見を聞いた上で作成いたします管理経営基本計画に基づいて取組を実施してございます。この計画策定だけでなく、その実施状況についても分かりやすく取りまとめて、林政審の御意見を聞いた上で国民の皆様に向けて広く公表するという形を取ってございます。

国有林野の管理経営につきましては、ここに四つほど書いてございますけれども、公益重視の管理経営など4本の柱で実施しているところでございまして、この柱ごとに御説明いたします。まず冒頭に、林業白書にもございますように、話題性のあるトピックスから紹介したいと思います。

3ページをお開きください。

トピックス1でございますが、相次ぐ災害への対応でございます。

①です。

能登半島では、地震と豪雨で民有林に大きな被害が出たことは御承知のとおりでございますけれども、発災直後から森林管理局がリードして、ヘリ調査であるとか応急対策を実施してきたところでございます。また、大規模で高い技術力を要することから、県に代わりまして国直轄で災害復旧に取り組んでいるところでございます。地震3か月後には奥能登地区の山地災害復旧対策室を設置いたしまして、現在、直轄治山に着手しているところでございます。

また、下の火災の関係でございますけれども、令和7年春には大船渡や愛媛県等、全国各地で大規模な林野火災が発生いたしました。大船渡では3,000ヘクタールほどと非常に大きく、ニュースでも毎日取り上げられましたので御記憶の方も多いかと思います。愛媛県では国有林も120ヘクタールほどの被害を受けたわけでございます。森林管理局におきましては、ヘリコプターやドローンによる調査、応急対応、そういったことを実施しております。

この部分につきましては、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

まず、五味委員からは、能登の被災箇所が民有林であること、また、写真に日付を入れた方がいいという御意見がございましたので、文章中、また写真にそれを反映させていただいております。

小野委員、河野委員、五味委員、斎藤委員、土川委員、中西委員からは、林野火災の発生原因ですとか予防活動、また、例年にない面積の規模感といったものについて記載すべきといった御意見をいただきました。それを踏まえまして、文章冒頭に山火事予防運動に取り組んでい

る旨、付け加えますとともに、最後に消防庁と共同で行っている検討会や、火災予防に取り組んでいる旨を記載させていただきました。また、URLとQRコードを付けまして、林野火災の詳細情報を追えるような工夫をさせていただきました。

また、五味委員からは、水源林造成等の被災面積も明示すべきという御意見がございましたので、表の下にそういったことを追記させていただいている状況でございます。

次に、4ページをお開きください。

トピックス2は、森林経営管理制度への貢献でございます。

林政審でも御説明いたしましたけれども、この春、森林経営管理法の改正案を国会に提出し、それが成立いたしました。現在、令和8年度の施行に向けて様々準備をしているわけですが、この森林経営管理法の成立により、更に森林の集積・集約化を推進することになってくると思っております。国有林では従来も民国連携による森林共同施業団地を通じまして、森林の集積・集約化に貢献してきたところでございまして、その具体例でございます。

上は米代東部森林管理署、下は愛媛森林管理署でございますけれども、この2署の事例では、地元の役場であるとか民有林の協議会といったところと協定を締結して森林共同施業団地を設定している状況でございます。作業道であるとか土場を共同利用できるように、そういったことで搬出間伐や木材の協調出荷を行っているということでございます。

また、団地周辺で行った経営管理法による意向調査の結果、多くの森林所有者の皆さんから前向きな回答を得ました。集積・集約化するために市町村に権利設定したいといった反応だったということで、それを契機に共同施業団地を拡大する方向となり、国有林としても森林の集積・集約化に引き続き貢献してまいりたいと考えております。

以上がトピックスでございます。

次ページ以降は管理経営基本計画の4本の柱に沿って、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

5ページ、公益重視の管理経営の一層の推進についてでございます。

国有林は、奥地、水源林のほか豊かな生態系であるとか地域特有の景観を持つ森林が存在しております。国有林にはそういったいろいろなタイプの森林がございますけれども、写真のイメージのように重視すべき機能に応じて五つのタイプに区分して、適切で効率的な森林施業を実施しているところでございます。

写真で非常に分かりやすいように整理しましたがけれども、例えば、山地災害防止タイプでは、治山事業をしながらしっかり山を守っていく、森林空間利用タイプでは、お子さんを連れて保

健、レクリエーション等に活用する、そういった利用に応じながら施業を行っているところがございます。

右側、その具体の事例でございますけれども、大都市圏に近い千葉森林管理事務所において、都市に近いことから、国民的な課題である花粉症対策への取組を行った例でございます。スギ人工林5ヘクタールを花粉の少ない苗木に植え替えた事例でございます。関東局管内では、植栽したスギ苗木のうち83%が花粉の少ない苗木となっています。全国的には花粉の少ない苗木は6割ほどでございますので、全国のアベレージを上回るような取組を行っているということでございます。

この点につきまして、藤掛部会長から、左の表について施業の違いが分かるように工夫すべきといった御意見がございましたので、今ほど御紹介いたしましたように写真を追加して、見てすぐに分かるような工夫をさせていただいてございます。

澤田委員からは、ほかのページにある事例についてもこの機能区分のどこに属するのか分かるようにすべきという御意見を頂いてございますので、関連の深いところに事例の番号を追記する形で工夫させていただいているところでございます。

次に、6ページをお開きください。

引き続き公益重視の管理経営でございますけれども、次は、国土と生活を守る、また、林業の基盤をつくる、治山事業と路網整備についてでございます。

左の事例でございますけれども、これは治山の関係でございます。

山腹が崩壊して下流で白濁が発生したという新潟の事例でございますけれども、こういった濁りを抑制するために航空実播工、写真のようにヘリで種子を播いて緑化するという工法でございますけれども、こういった航空実播工によって崩壊地の緑化に取り組んでございます。また、これまで緑化に取り組む際は、どうしても緑化が早い外来種が多く使われてきたわけでございますけれども、国有林としても生物多様性に配慮して様々な取組を行ってございますので、在来種を使用して緑化したという事例でございます。

次に、右は路網整備の事例でございます。

最近、災害の激甚化が進んでございまして、今年も各所で災害が起こっているわけでございます。幸いにして山地災害については昨年よりは少ない状況ですけれども、ただ、それでも多くの災害が起こっておりまして、路網の強靱化、長寿命化を推進することが必要になってございます。

この事例は三重の森林管理署の事例でございます。2路線の国道と接続する林道を安全に

通行できるように整備したものでございます。やはり山の方の集落は国県道、そういったものが被災すると途端に孤立集落になることもございますので、災害時の代替路として活用することを可能としたといった事例でございます。

この点につきましては小野委員から、写真の場所を記載すべきとの御意見がございました。やはりこういった実際の取組が具体的に分かることが重要だと思っておりますので、概要版に掲載した写真全てに具体の場所を記載して、分かりやすく伝える工夫をさせていただいております。

次に、7ページでございます。

公益重視の管理経営の最後は、地球温暖化と生物多様性の保全についてでございます。

温暖化に関しては、森林整備だけでなく、木材を積極的に活用しているということでございまして、左の事例は、森林事務所の建替えに当たって地元産のスギ材を現地で使用した事例でございます。これによってCO₂を11.2t分貯蔵してございます。これはスギで換算しますと1.2ha、テニスコートで言うと46個分の年間のCO₂吸収量に相当する形になります。

右の事例でございますけれども、生物多様性の保全について、スギ人工林の主伐に当たりまして、人工林にある広葉樹ですとか沢沿い、溪流周辺の森林を伐らずに保残しているという事例でございます。

この点に関しまして土川委員から、木材利用が温暖化防止につながることを丁寧に説明すべきという御意見がありました。これについては本文21ページの中段の「また、」以降に、木材の炭素貯蔵であるとか、他資材よりもエネルギー消費が少なくて排出削減に資することを追記させていただいております。

五味委員からは、保護樹帯の幅についてお尋ねがございました。「概ね50m」と具体的な数字を記載させていただいております。

次に8ページ、2本目の柱でございます森林・林業施策全体の推進への貢献でございます。

全国に広がる国有林の組織力、技術力、資源、こういったものを活かしまして、技術開発や普及の積極展開をしているところでございます。

左の事例でございますが、苗木生産者が成長のよいエリートツリーを生産できるように、国有林からの穂木を採取、購入できるように協定を締結して、苗木の生産者の皆さんを後押ししているという事例でございます。

右の事例でございますが、林地保全に配慮した森林施業を推進する観点で、これはタワーヤーダという機械でございますけれども、作業道をあまり作らずに簡易架線で木材を搬出する、

こういった作業システムを導入して、現地検討会を開催して民有林の関係者の皆様に普及を図ったという事例でございます。

ここにつきましては五味委員から、現地検討会の参加者の意見等があれば掲載すべきといった御意見がございましたので、最後に参加者からの意見を追記させていただいたところでございます。

次に、9ページでございます。

引き続き林業施策全体の推進でございますが、林業経営体の育成、森林技術者の育成等についてでございます。

国有林でございますが、事業発注、また、豊かな資源を活かしながら林業経営体の事業量、仕事を確保していくことも大きな役割として期待されているところでございます。また、森林経営管理制度と森林環境税の創設で役割が大きくなった市町村行政を技術面で支援することも期待されているところでございます。

左側でございますが、全国8か所で一定期間、安定的に事業量を確保できる樹木採取権を設定いたしまして、これを契機に職員の新規雇用や機械を導入した林業経営体も出てきたといった事例でございます。令和6年度には新たに樹木採取区を設定するということで、事業者の公募等の手続を進めてございます。

右側でございますが、市町村職員の森林・林業に関する知識の習得であるとか技術向上に向けて、立木調査、また測量に関する講義など、出前講座を実施しているという秋田の事例でございます。受講者からは「非常に役に立った」「参考になった」といったお声も頂いているところでございます。

次に、10ページでございます。

3本目の柱として、国民の森林としての管理経営ということで、森林環境教育であるとか国民参加の森林づくりについてでございます。

開かれた国民の森林として、多くの皆さんに森林に親しんでいただくことが非常に大事だと思っております。

そういったことで様々な取組を進めておるわけでございますが、左の事例では、小・中学生への森林環境教育に当たり、より興味を持ってもらえるよう山づくりを競う「ZORING」という対戦型のカードゲームを職員が考案して、様々な教育の場で活用しているところでございます。

右の事例でございますが、地元企業が社会貢献活動として国有林野をフィールドに、松くい虫に抵抗のあるマツの樹種、抵抗性クロマツを植栽して海岸林を整備したという事例でござい

ます。

これにつきまして平井委員から、本文38ページのSNSを御覧になったということで、ありがとうございます。ただ、せっかくアップした動画の再生回数が少ないことが気になったということでございます。我々もいろいろ反省いたしまして、本文事例の下にSNSのリンクとQRコードを掲載させていただいたほか、林野庁全体でもフェイスブックであるとかインスタグラムを使って情報発信してございますので、引き続きこういったものを使いながら、効果的に情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

次に11ページ、国有林野の維持及び保存でございます。

ここでは森林の巡視であるとか森林病虫害の防除について書かせていただいております。

左の事例は、不法投棄を撲滅するために地元企業と連携してごみを撤去したもの、右の事例は、ナラ枯れ対策への取組でございます。令和5年、北海道の民有林でナラ枯れが発見されて、国有林でも令和6年に初めてナラ枯れが確認され、民国連携して取り組むために防除方法の現地検討会を開催したというものでございます。

次に12ページ、引き続き国有林野の維持及び保存でございますけれども、こちらは鳥獣被害対策の推進についてでございます。

左側は、各地で被害が非常に大きいシカの防護柵について、豪雨で柵全体が流れてしまう、倒壊してしまうことを避けるために、逆転の発想で、あえて一部を簡単に倒れるように工夫した「受け流す柵」ということで、修復も簡単にできるようにしたという技術開発の事例でございます。

右側でございますが、シカ被害の深刻化を踏まえて、ICT囲いわなを自治体に貸し出すことによって効率的にシカを捕獲したといった事例でございます。

次に13ページ、保護林ですとか緑の回廊の設定、管理についてでございます。

保護林は、左の表にございますように、知床や白神山地といった日本を代表するような森林生態系保護地域など、合わせて102万haを設定してございます。令和7年には三川山奥生物群集保護林を新たに設定したところでございまして、こちらは高標高の大径のブナであるとか低標高のウラジロガシ、溪畔林があるといった多様な森林でございます。

右の事例は、外来種によって固有の生態系が脅かされている小笠原の保護林で、観光客の皆さんに外来種を駆除する取組を行っていただくという試行的な取組の事例でございます。参加した皆さんに外来種の対策の一助になっていただく、また、そういった知識の普及に努めるというものでございます。

この点について、藤掛部会長から、新設した保護林などを記載すべきとの御意見がございました。表中に前年度の数値を括弧書きで入れるとともに、注釈で新設した保護林を明記させていただいてございます。

また、同じく藤掛部会長から、モニタリング調査によって見えてきたものがあれば何か記載できないかという御意見がございました。本文54ページの中段に、近畿中国管理局でモニタリング調査の結果、保護林の価値が改めて評価された、これまで見つかっていなかった、こぶのある薪炭利用されてきたブナが改めて見つかったというモニタリングの成果とともに、その評価を記載させていただいております。

次に14ページ、四つ目の柱、国有林野の林産物の供給でございます。

国有林は785万ha、約13億m³の森林資源を有してございます。特に国有林の割合が高い地域では、地域の産業——林業、製材業、木材産業、そして生活を支えてきたという歴史がございます。地域の製材工場などに木材を安定的に供給することは、国有林の重要な使命だと考えてございます。令和6年の国有林材の供給量は、丸太に換算して487万m³、国産材のおおむね15%程度でございます。

右の事例でございますが、国産広葉樹の需要の高まりを受けまして、人工林の間伐に伴って生産された広葉樹を搬出して、供給したという事例でございます。これは青森県森連の開催しているフェアなどを通じて地域へ供給したということでございます。

中島委員からは、左の図において、上の立木販売がなぜ推計値なのかという御質問を頂いたところでございます。国有林材の一部は丸太ではなく立ったままの立木で販売してございますので、丸太の生産量を直接把握できません。これを注釈で補足する工夫をさせていただいております。

15ページ、そのほか国有林野の活用についてでございます。

地域の産業の振興に資する国有林の貸付けとかレクリエーションの森の活用についてでございます。

左の表は、国有林野の用途別貸付けの実績でございまして、7万2,000haの貸付けを行っています。写真のとおり、MTBであるとかトレイルランニングのコースとして林道の貸付けを行いながら、大規模なスポーツ大会の開催に貢献しているという事例でございます。

右につきましてはレクリエーションの森ということで、こちらは世界自然遺産である屋久島の国有林における事例でございます。観光名所であった弥生杉が台風で倒れてしまいまして、これをどうするか検討会を設置して議論したわけでございますけれども、そのまま自然に置い

て、自然の植生が遷移していく過程、大自然の力、そういったものを感じていただくということで、そのまま展示している事例でございます。

小野委員からは、「森林サービス産業」というキーワードが使えないのかという御意見がございました。事例に「森林サービス産業」と明記させていただいております。

五味委員には、レクリエーションの森の利用者を概要にも記載すべきとの御意見がございましたので、冒頭に「約1.2億人」と追記させていただいております。

次に16ページ、国有林野と一体として整備すべき民有林の整備の取組について。

左の事例は、共同施業団地を設定して、中間土場を活用して民有林と国有林が共同販売、買い受け者の利便性を向上させたという冒頭のトピックスと同様の取組でございます。

右につきましては、相続土地国庫帰属制度についてです。

相続した土地の管理が困難な方から、国が土地を引き取る制度が始まっております。国有林におきましても法務局の要件審査に協力いたしまして、国庫帰属した森林の管理を実施しているものでございます。令和6年度末までに山林では80件が国庫に帰属されてございます。

右の事例は、広葉樹林が国庫帰属されて、森林管理署において管理しているというものでございます。

立花会長から、件数だけでなく面積も記載すべきという御意見がございましたので、「3.6ha」と面積を追記させていただいております。

次に、17ページは国有林の事業運営とその他の取組についてでございます。

国有林事業の運営に当たっては、伐採や造林は民間に委託するとともに、国有林GIS、ドローン等を活用しまして効率的な管理経営に努めてございます。令和6年度は242億円の債務返済を行いながら、累計債務返済額は2,155億円となりました。

左の事例は、災害調査の効率化、迅速化を図るために地上レーザ計測を利用した事例、右の事例は、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組でございまして、間伐や丸太筋工によって土壌に移行した放射性物質の移動を抑制しているというものでございます。

小野委員から、放射性物質の影響、予測等の情報を追記すべきといった御意見を頂いておりますので、放射性物質の現状についてリンクとQRコードで追えるように記載してございます。

概要の説明は以上でございます。

最後に資料1－2、本体の最後、102ページでございます。

本体の最後に次年度の主要取組事項を掲載してございます。本年度——令和7年度も新たな国有林の管理経営に関する基本計画に基づき、公益重視の管理経営を一層推進してまいりたい

と思っております。また、組織力、技術力、資源を活かして森林・林業全体の施策に貢献してまいりたいと思っております。

私からの説明は、以上となります。よろしく御審議いただければと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

事前に林政審の委員の皆様には事務局から御説明があり、それに対する質問等にどのように対応したかも含めて今、御説明いただきました。皆様の御指摘に対しては、全ては御紹介いただいていませんけれども、おおむね適切に対応されているものと理解しております。

ここからは、皆様から追加で、更にお気づきの点とか御質問等があれば出していただければと考えております。おおむね20分をめぐり皆様から御意見、御質問を頂ければと思います。

いかがでしょうか。どなたからでも結構ですので、挙手していただければと思います。オンラインの皆様は「挙手」ボタンを押すか、手を挙げていただくかお願いできますでしょうか。

○平井委員 御説明ありがとうございました。

8ページと9ページの参加者の意見が入ったところ、そして9ページでは実際にこの会に参加した受講者の意見があるところがとても分かりやすいと感じます。やはりこの数値だったり事例が私たちの生活にどう関わってくるのか、どういう利点があるのかを示すことで、読んだ人がより森林を身近に感じ、自分事として捉えやすくなるのではないかと思います。

その上で、8ページと9ページが非常に分かりやすかったので、例えば6ページでは整備された林道を実際に使った方の声、10ページでは教育の現場にゲームを取り入れた際の学生の意見、13ページでは観光客が体験した感想といった声が紹介されると、より全ての事例が生活と直結して、私たち一人一人がイメージしやすくなるのではないかと思います。もしこうした声が既にあるのであれば、盛り込まれてはいかがかと考えます。

また、個人的に関心を持ったのは、5ページの「花粉の少ないスギ」を植える事例です。これによってどのような効果が得られたのか、もし数値化ができていれば、知りたいと思いました。というのも、対策が進んでいても毎年のように「過去最大の花粉が飛来する」というニュースを耳にすることが多いため、こうした取組がどの程度効果をあげているのかを伺えればありがたいと感じました。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○上月委員 この資料を見せていただいて、令和6年度に国有林が取り組まれた実施内容がよくまとまっていると思いますが、2点ほど意見を言わせていただきます。

一つ目は、価格の公表についてです。

昨年から国有林の立木販売価格を公表していただいているということで、これは民有林を経営している者に非常に参考になる取組だと思っております。ただ、その取組が記載されていないことが気になりました。

木材価格の長期的な低迷が続いている中で、民有林ではスギの立木価格が3,000円台では、仮に1ヘクタール当たり500立米の丸太生産量があったとしても収入は150万円程度にしかならず、これでは再生林を行うと補助金があっても手元にはほとんど残らないことになります。

木材生産だけでは林業経営が成り立たない状態が続いている中で、やはり林業経営意欲を湧かすためには木材価格の引上げが必要です。国有林は我が国の最大の山林所有者でもありますので、木材の安定供給も重要な使命だと思いますが、プライスリーダーとして、木材の販売価格を少しでも引き上げるよう取り組んでいただければと思っております。

二つ目は、資料12ページで「受け流す柵」という新しい対策も紹介していただいております。この効果については、引き続き調査していただき、その結果を公表していただければと思っております。

また、今回は公表されませんでしたでしたが、国有林の職員が開発された小林式誘引捕獲法によるシカの捕獲効果についてもお報告いただければ良いかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

もうお一方、御意見を頂いてからお答えいただこうと思っております。

○川上委員 事前の説明と本日の説明、ありがとうございます。

取組がよくまとまっていて、分かりやすい内容だと思います。

国有林野事業の役割は、資料1－2の1ページに記載のとおり、国民の森林としての管理経営の推進とともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林の政策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていただいております。本県においても、本県の林業の成長産業化に御支援を頂いているところです。

一つお伺いしたいのですが、資料1－2の47ページと、ウェブ掲載の事例37にも出てくるグリーン・サポート・スタッフについてです。

国有林野は森林面積の約3割を占めていて、多くの登山者の利用によって植生の荒廃などが懸念されていますけれども、職員の方々だけでなく、このような方々に支えられていると初めて知りました。111人いると記載されており、林野庁のホームページによれば公募されている

ようで、人材がこの111人で十分だということであれば必要ないのですが、もし人材確保に苦慮しているということであれば、47ページにホームページのURLやQRコードを記載してもよいのかなと思います。

また、瑣末なことで恐縮ですが、資料の修正を4点お願いいたします。

資料1－2の45ページの一番下に記載されているURLが切れてしまっているの見えるようにしていただきたいと思います。

2点目は、61ページの表－17で「令和6（2023）年度」となっているので、「令和6（2024）年度」に修正願います。

それから95ページ、96ページ。用語の説明は五十音順になっていると思いますが、ページが逆転してしまっているようなので、95ページと96ページを入れ換えてください。

最後に、ウェブサイト掲載事例の資料1－3、3ページ例36の右側の写真の説明で「早生樹」に※が付いていますが、用語の説明がどこにもないので、もし説明するなら下に記載し、しないなら※を取ってください。

○立花会長 ありがとうございます。

皆様、丁寧に見た上で御指摘いただき、ありがとうございます。

それでは経営企画課長、お願いいたします。

○石井経営企画課長 様々御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、平井委員から、参加者の意見が分かりやすいので、6ページとか10ページ等、ほかにも参加者の意見を入れてはどうかというお話でございました。

我々公務員だと、効果を数字とかそういったもので示しがちでございますけれども、平井委員のおっしゃるとおり、気持ちとか感情とか感想みたいなものは非常に大事だと改めて気付かせていただきました。ありがとうございます。

全ての事例で毎回そういったお声を取っているかどうかは今ここで確認できておりませんが、また改めて、感想なりそういったものを取っているかどうか確認しながら追記させていただきたいと思います。

また、花粉症対策の苗木でございますが、少花粉とか低花粉とか無花粉とかいろいろございます。無花粉はほとんど花粉が出ないもの、低花粉が1%だったかな、すみません、うろ覚えなんですけれども、少花粉が2割ほどの花粉着花量でございます。植替えをいたしますと、その種類によって花粉が全くゼロになったり2割ぐらいになったりするという状況でございます。

花粉症対策については、令和5年に政府全体で花粉症の対策をまとめておりまして、それに

基づき対策を進めているところでございます。その対策の中では、スギ人工林は20年ぐらい経ちますと花粉が出やすくなるという性質を持ってございますので、その2割を10年間で何とか植替えして削減できないかといったことを考えてございます。一定のシミュレーションを行うと、スギを2割削減することによって花粉の飛散量が少なくなりまして、年ごとに変動のある花粉量は最大になっても平年並みを下回るのではないかと、そういった効果をシミュレーションしております。花粉症対策については林野庁ホームページでも記載しておりますけれども、引き続き分かりやすいように情報を伝えていきたいと思っております。

次に、上月委員から、木材の価格の公表についてお話がございました。

その部分、説明し忘れたかもしれませんが、本文の59ページにURLを張っております。国有林の立木販売の結果は非常に多様でございました。また、地域、地域でそれを確認できるようにしたいといった思いもございまして、ここに「立木販売結果の公表」としてURLをつけさせていただきました。こちらから各地、また全国の立木販売の単価が確認できるようにしてございますので、是非活用いただければと思っております。

また、「受け流す柵」のお話、小林式誘引捕獲法というわなのお話がございました。正に国有林の組織力、技術力、四千数百名の体制で事業を実施してございますので、手前みそでございますけれども、いろいろな技術力があると自負しております。「受け流す柵」、小林式誘引法、そういったものを職員自ら技術開発して普及に努めているところでございます。

その効果についてはいろいろな機会を通じて、例えばホームページに載せるとか、今回御指摘のありましたように効果が把握できればまたミニ白書なり、本体の林業白書といった形で様々な効果をお伝えしてまいりたいと思います。

次に、川上委員からのお話でございます。

国有林の役割は国民の森林ということで、組織力、技術力もということで、大変お褒めを頂いたような気もしてちょっと嬉しかったわけでございますけれども、グリーン・サポート・スタッフにつきまして、111名で足りているかどうかは、どこまで把握できているかというのがありまして、すみません。ただ、こういった形で111名の民間の方を活用しながら森林の保全、巡視を担っていただいておりますので、そういった方々がより興味を持って「私もグリーン・サポート・スタッフをしたい」といった気持ちになれるように、QRコードなどで少し工夫してまいりたいと思っております。

そのほか、誤記等をいろいろ御指摘いただきました。大変恥ずかしいわけでございますけれども、再度こういった間違いがないのか確認させていただきながら公表等してまいりたいと思

います。

どうもありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございます。

先ほどの無花粉、少花粉のところ、正確なところをどなたかから御説明いただけませんか。

○長崎屋国有林野部長 少花粉はほとんどつけない、1%以下で、無花粉は花粉ができないものでございまして、低花粉が20%以下。また、エリートツリーと申しますけれども、成長の速い品種が2分の1以下という基準でございます。

飽くまでそういう基準の苗木を植えているということで、植えたから直ちに花粉が総量として減るわけではなくて、非常に息の長い取組になりますけれども、花粉症対策として、植え替える際にはこういった花粉をつけにくい品種を植えているということを国民の皆さんにしっかりと訴えていきたいと思っております。

○立花会長 ありがとうございます。

3種類ありますので、ちょっと混乱しがちですけれども、皆様も是非御理解いただければと思います。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

○河野委員 日本消費者協会の河野でございます。

私からは、消費者として感謝を申し上げたいと思っております。

ミニ白書の編集、本当にありがとうございました。特に本文の方は大変読みごたえのある、しかも実際の根拠を示してくださって、この1年間の取組、それから継続している取組の内容がよく分かります。

国民の森林と言われているので、私たち国民もこういった国有林野の取組、状況について自分事として受け止めていかなければいけないと思いつつ、なかなか日々そういった機会を持っていないことを申し訳ないと思っていました。今回、改めて林野庁様が出されている情報誌「林野」を毎月御送付いただいているわけですが、改めて見返したところ、「林野」の中に国有林の取組状況が毎回毎回丁寧に掲載されていることに気がつきました。本当に国民が自分事として、こういった林野庁様、それからそこで様々取組をされている皆さんの実態に気がつくということで、今後もこのミニ白書の編さんと「林野」への丁寧な転載を通じて、国全体に周知する機会を確保していただければいいなと思ったところでございます。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御意見、御質問ございますか。

○大内委員 9ページの市町村支援ですけれども、技術支援と技術者育成ということで、国有林としては大変いいことをやっていただいて、全然分からない市町村担当者を支援するという取組、私もいいなと思っておりますが、実際これは市町村からの要請でやっているのか、国有林側が市町村に声を掛けてやっているのか。各県の状況としてはどれぐらい、どこの県で幾らあるとか、管理局ごとでもいいので、こういう市町村でこうだといったことが分かればなおさらいいのかなと思っております。

人数的に今の国有林体制で、我々も地元の市町村に行って「支援してもらったらどうですか」と言っているのか、その辺も本音で聞かせていただければと思っております。

それから14ページ、国有林の林産物の供給体制ということで、今、広葉樹が大変いいということで青森県森連さんと取り組んでいただいていること、感謝申し上げます。更にはスギの方も、今、民間市場、それから森林組合の市場等で低迷している。ところが市場は市場の役割があって、価格の公平性等のためにも市場価格が大事だということもあって、例えば国有林で、請負生産をやっている現場で工期が3月ぎりぎりになりますと、繰り越す材が出てくるんですよ。買う方は3か月が旬だということで、年度を越してしまつて春先になると、今まで製材用で売っていたものがチップ材等に下ろして価格が安くなってしまうので、そういう場合は、やはり民間市場なり森林組合の市場を利用して価格を何ぼでも売り上げて、早く償還もできるようにあればいいのかなと考えていますけれども、その売り方についても考えていただければと思っております。せっかくの材がもったいないと思いますので、よろしくお願いします。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○土川委員 全体を通じての感想というか、今後に向けてのお願いということで2点述べさせていただきます。

このミニ白書、私も今回、改めて御説明いただいて、大変幅広くいろいろなことが書かれていることに強い感銘を受けたわけでありましてけれども、例えば先ほども話題に上がりました花粉のところ、5ページの事例①の最後を見ると「こういう問題提起があつて、今後はこうする」といった説明をされています。ところが、そのようなことだけではなくて、例えば事例⑫や、⑭ですと「27頭のシカを捕獲することができました」という結果だけで終わっています。

ただし、本体では、全て最後に「それで、今後はこうする」とか「更に引き続き……」との記述があります。多分その一言があると、これを読まれた方にとってみれば「今年度だけのことでなく続けてこういう取組が行われて、更に発展するのかな」そんな意識を持てるのかな

と思いました。全体に関わることでありますので、今後、継続してその書きぶりというのか、統一感を持たせるように御検討いただきたいということが1点。

それから、これも前々からお願いしていることではありますけれども、なかなか難しい本体最後の用語の解説です。これも様々な観点からこういったワードを出されているかと思うんですけれども、もうこの用語はここで説明するまでないだろうといったこともありましょうし、更に新しく加えていただいた方がいい——例えば私のような分野ですと「合板」という用語もここで御説明された方がいいのか、逆にCLTをこういうところに入れていった方がいいのか、なかなか判断に難しいところがあるのは承知しておりますけれども、ここも引き続き御検討いただければと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

それでは経営企画課長、お願いいたします。

○石井経営企画課長 様々また御意見をいただきました。

河野委員からは、ミニ白書全体につきまして状況がよく分かるという御感想を頂いたわけでございます。

国有林は正に国民共有の財産でございます。国民の森林でございます。国民の皆さんの御理解をいただきながら管理経営を進めていくことは非常に重要であって、我々の国有林の管理経営の基本だと思っておりますので、引き続きこういったミニ白書、また、広報「林野」、そういったものによって我々の取組をしっかりと伝えて、皆さんからお預かりしている国有林を適切に管理経営してまいりますので、よろしく御指導いただければと思います。

次に、大内委員から市町村支援のお話がありました。

全体の市町村の支援数まで把握はできてございませんけれども、この事例は役場の方からお話があったということで、その部分も明記させていただいております。我々国有林の現場は全国隅々にまで広がっておりますので、国有林の経営管理だけではなく、民有林を含めた森林・林業の現場に一番近い、いわゆるセールスマンだと思っておりますので、署長以下、現場の町役場に顔を出していろいろなお話をすることも一つ大事な仕事でございます。

ケースバイケースによって、依頼されるまでもなく我々の方から「いかがですか」と提案するパターンもあると思いますので、もし仮に大内委員の地元でそういったお話があれば、署に御相談を頂ければしっかりと対応してまいりたいと思います。

また、木材の供給について価格のお話がありました。

価格は非常に重要で、これを安定させることが非常に重要だと思っております。どうして

も地域によって、市場がメインのところ、また直送がメインのところ、様々あると思います。国有林としても木材の販売の仕方は様々工夫しておりまして、ベースの部分で、製材工場さん等は一定の量をお約束をいたしまして、安定的に供給するようなシステム販売をやってございます。優良材といったものは木材市場での公売もしながら、システム販売が6割で公売が4割だったと思いますが、そういった売り方を様々組み合わせながら、価格の形成はそれらを通じて行われるわけですから、販売の方法についてもいろいろな手法を考えながら適切に対応してまいりたいと思っておるわけでございます。

最後に土川委員から、課題とか引き続きの取組がこの概要の中にはないけれどもというお話がございました。

本文中にはしっかりと書かせていただいているわけでございますけれども、概要ではスペースの関係から切っている部分がございまして。スペースがある部分については、できるだけそういったことが書けるように反映してまいりたいと思います。

また、用語についてはなかなか難しい部分もございまして、我々も「これは定着したな」「そうでもないな」等いろいろございまして、その時々に応じて用語の厳選といいますか、追加とか削除、そういったものも引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岡村業務課長 業務課でございます。

大内委員のお話にありました年度末の事業実行についてでございます。

一般によく言われるのが、暑い時期に置いておきますと虫が入るといった話がありまして、年度末に限らず山の中に木を寝かせた状態で置いておく時間をいかにきちんとコントロールできるようにするかは、一つ課題と考えております。今のお話も踏まえまして、適切に事業を進めていきたいと思っております。

○立花会長 ありがとうございます。

用語については、ここにもそれぞれの分野の専門家がおりますので、コミュニケーションを取っていただきながら検討していただければとも思いました。

そろそろ予定されている時間ですけれども、どうしても発言の御希望があればお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

○五味委員 簡潔に3点ほど申し上げます。

まず、トピックス1で、民有林6区域について10年間の民有林直轄治山事業着手ということと、その後、降雨による災害と地震による被災地とを合わせて10か所の民有林で応急対策とな

っていますが、この10か所は、この民有林の6か所を含んでいるのかがこの文章からはちょっと分からないので、その辺、確認させていただければと思います。10の中に6が含まれるかということですね。

例えば追加になった4か所が民有林直轄治山事業になっているかどうかは、もし何かそういう形であれば、この辺も丁寧に記載されたいのではないかと思います。

それからトピックス2ですが、下の方の中盤で、これは本体の方もそうですが、国有林内において作業道を1,043m開設したとあります。この文章だけですと国有林内での1,043ということですけども、やはりここは町有林と国有林が連携した効率的な森林整備というところが重要になってくるので、この国有林内の作業道の整備は多分、町有林の森林管理にも波及するような設計を考えて1,000mを設置されていると思いますので、その辺は丁寧に追記された方がこのトピックスに合うのではないかと思います。

最後に令和7年度の予定、本体の102ページです。

これはなかなか難しいのかもしれませんが、「特徴的な取組」の一つ目の○で「生物多様性保全の一層の推進」と書いてあります。この「一層」というところをどう読むのかなかなか難しいところかもしれませんが、例えば従来されてきたところを面積的に一層ということなのか、それとも質的に一層なのか、その両方なのか、これはここに書き込むことではありませんけれども、どのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

ほかに御希望ございますか。よろしいでしょうか。

それでは治山課長、お願いします。

○村上治山課長 トピックス1、3ページの10か所に最初の6地域が含まれているのかという点については、含まれておりまして、全体で10か所となっております。

○石井経営企画課長 大きな6区域の中に10の実施箇所があるということでございますので、そこが分かりやすく伝わるように、ちょっと工夫してみます。

続いて、作業道のお話です。

作業道の国有林側の量は記載させていただいておりますけれども、正に民有林への波及をねらったものでございます。町有林のその後の整備があったかどうか確認しながら、そういった波及効果を書ければ工夫させていただきたいと思っております。

最後に、102ページの生物多様性でございますけれども、量的にといいますと、国有林の地べたは七百数十万haで動かないので、量的にといいますとどうかなと思います。生物多様性を

保全した施業など進めてございますけれども、その点から質的にということでございます。

質的な観点からは、事例にも出させていただいている広葉樹の保残であるとか保護樹帯の設定みたいなことで、正に個別の施業についても多様性を重視した施業に切り替わってございます。もっと面的なマクロな観点から言えば、面的複層林ということで全体をもう少しランドスケープ的に大きな範囲での多様な森林、伐区の分散などもやってございますので、主に質的なということかと思います。

また、環境省と議論しておりますけれども、国制度OECMをどのようにしていくかも一つ視野に入れて、そういった多様性保全の取組をしてございます。中身としては、そういった取組ということでございます。

○立花会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、林政審議会として取りまとめを行いたいと存じます。

令和7年9月2日に農林水産大臣から諮問のありました令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況については、適当である旨の答申を行いたいと考えております。

ただ、幾つか本文の修正等の御提案があり、修正すべき点がございます。その修正につきましては会長である私に御一任いただき、それを前提とした上で適当である旨の答申を行いたいと思います。

いかがでしょうか。

(異議なし)

○立花会長 ありがとうございます。

それでは、議事(1) 令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、答申書の手交に移ります。

農林水産大臣 小泉進次郎殿。

林政審議会会長 立花敏。

令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について(答申)。

令和7年9月2日付7林国経第28号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

令和6年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、別添のとおり公表することが適当である。

(立花会長から小坂林野庁長官へ答申文を手交)

○小坂林野庁長官 どうもありがとうございました。

○立花会長 次に、議事(2) 森林・林業基本計画の変更についてに移ります。

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき定められた森林・林業施策の今後の展開方向を示す基本的な指針であり、おおむね5年ごとに変更することとされています。現計画は令和3年6月15日に閣議決定されており、来年で5年を経過することから、現行計画の変更に当たって本日、農林水産大臣から諮問をいただきました。

今後、来年5月頃までをめぐりに当審議会で審議を行い、内容の充実した計画にしたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、企画課長から御説明をお願いいたします。

○横山企画課長 企画課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料は、資料2-1から資料2-3までの三つでございます。

まず資料2-1「森林・林業基本計画に関する審議の進め方について(案)」を御覧いただければと思います。

1ページは、森林・林業基本計画の根拠法でございます森林・林業基本法の規定をまとめたものでございます。

基本法は第1章で総則を定めておりまして、第2条に、将来にわたる森林の適正な整備及び保全による森林の有する多面的機能の発揮、第3条に、望ましい林業構造の確立や林産物の適切な供給及び利用の確保による林業の持続的かつ健全な発展という二つの基本理念を掲げてございます。この二つの基本理念の実現を図るための具体の施策等を第3章以降に定めてございます。

次に、2ページを御覧いただければと思います。

基本法は、第2章で森林・林業基本計画について定めてございます。具体的には、政府は森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めるとともに、おおむね5年ごとに変更することとされておりまして、変更にあたっては林政審議会の御意見を伺い、変更したときは国会に御報告するとともに公表することとされております。

次に3ページ、審議の進め方と日程になります。

現行計画が令和3年6月15日に閣議決定されておりますので、5年後となる令和8年夏頃までに変更が必要となってございます。このため、記載の日程により御審議を頂ければと考えているところでございます。

本日9月2日の審議会で議論を開始いたしまして、本日は今後の議論の土台となります森林・林業・木材産業をめぐる情勢等について御説明いたしまして、今後、検討を進めるに当たって考慮すべき視点や課題について御審議をいただき、10月6日から、各論として施策ごとの方向性に関する審議を3回予定してございます。この各論の審議は、10月に持続可能な木材・木材製品の生産と国産材の供給・利用、11月に林業経営と山村振興、12月に森林の整備・保全という順番で予定してございます。

また、既に御案内しておりますけれども、11月の林政審議会は栃木県の川上委員にも御協力いただきまして、現地視察と併せた開催を予定しているところでございます。

右側に参りまして、来年2月以降は論点整理などを行うとともに、基本計画に掲げる目標や基本計画の本文案の議論に移ってまいります。その後、パブリックコメントを経まして5月頃には答申をいただきたいと考えているところでございます。

また、右下の括弧書きでございますが、基本計画の変更に併せて森林法に基づく全国森林計画についても変更が生じますので、こちらも御審議いただきたいと考えてございます。

以上が資料2-1でございます。

次に、資料2-2「森林・林業・木材産業をめぐる情勢について」を御覧いただければと思います。

まず1ページ目、全体の構成でございますけれども、目次に記載のとおりでございます。森林・林業・木材産業の動向と、分野ごとの取組状況と課題の二つに分かれてございます。

まずは左側の、森林・林業・木材産業の動向から御説明申し上げたいと思います。

2ページ、森林・林業の動向でございます。

まず森林の動向でございますが、左上のグラフのように、現在、利用期であります50年生以上の人工林が6割となっております、7年後の令和14年には8割となる試算となっております。そのような中、真ん中上のグラフのように10年間で主伐量が倍増するなど、国産材供給量は着実に増加してございます。そのため、今後、更に主伐が全国に広がる可能性が高いと考えられる一方、右上のグラフのように人工造林面積は近年、横ばいとなっております。

次に、林業の動向でございます。左下のグラフのように、林業従事者は4.4万人と近年は横ばいとなっておりますけれども、特に育林従事者の減少が著しい状況でございます。一方で、若年者率や女性の割合は近年、横ばいで推移してございます。

また、右側のように林業労働災害の発生件数も近年、横ばいとなっております、年間1,000件を超える状況が続いています。

続いて3ページは、木材産業・需要の動向でございます。

左上のグラフのように、国産材の需要は年々高まっておりまして、特に昨今は燃料材を中心に増加してございます。

次に価格でございますが、真ん中のグラフのように丸太価格や山元立木価格は昭和55年をピークに減少いたしておりまして、近年は横ばいで推移しておりますが、令和3年から4年にかけて、いわゆるウッドショックにより急騰し、現在は少し落ち着いた状況にあります。

また、右上のグラフのように木材供給量が近年増加する中、国産材需要の高まりを受けて木材自給率も上昇しておりまして、建築用材等の木材自給率は5割を超える状況になってございます。

一方、左下のグラフのように、木材需要の大宗を占めております木造住宅の着工戸数は長期的に減少しておりまして、今後も人口減少を受けて、この傾向は継続することが見込まれるところでございます。

また、住宅における木材需要は、それまでの和室中心で木材が見える形で使う見た目重視から、洋室中心で木材を下地材に使う寸法安定重視へと変化してまいりました。そのような中、右下の写真のとおりでございますけれども、技術開発によりまして中高層建築物や非住宅、あるいはリフォームなどで新たな木材利用が進展してきているところでございます。

次に、4ページは森林の多面的機能発揮をめぐる動向でございます。

左上に記載しておりますとおり、森林は国民が安全・安心な生活を送るために必要な多面的機能を有してございます。特に近年は災害が激甚化、頻発化する中で、国土保全機能に高い期待が寄せられているほか、左下でございますが、生物多様性条約第15回締約国会議で2022年に採択されました「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を受けた生物多様性保全機能への注目、そして右側でございますが、気候変動枠組条約第21回締約国会議で2015年に採択され、翌年に発効いたしましたパリ協定などを受けました地球温暖化防止機能への期待の高まりなどを踏まえまして、多様な森林整備を推進することがますます重要となっております。

次に、5ページは災害の態様の変化でございます。

左上のグラフのように、1時間に50ミリを超える雨が降る回数が増加してございます。また、右上の事例のように、これまで災害が少なかった地域でも山地災害が多発してございます。労働人口の減少が進む中で、森林土木技術者の確保・育成とともに、左下の事例のように省力化やデジタル化を進めることが重要となってきてございます。

また、右下のように、近年、焼損面積が100haを超える規模の林野火災が増加しております。

特に被害が甚大だった大船渡市林野火災を踏まえまして、仮称ではございますけれども林野火災注意報など、今後の林野火災予防対策を検討してまいります。

次に、6 ページは森林による吸収と木材の炭素貯蔵をめぐる動向でございます。

令和7年2月に改定されました地球温暖化対策計画では、左下のとおり、2040年度までの平均森林施業面積59万ha、2040年の建築用材等利用量2,600万m³という目標を掲げておりまして、取組の一層の推進が重要となっております。

また、右下のような全国レベルの森林資源調査であるNFIのデータを活用した森林吸収量の算定方法の改善にも取り組むこととしてございます。

次に、7 ページをお開きいただければと思います。

7 ページは、環境に配慮した企業経営をめぐる動向でございます。

左上、TNFD——自然関連財務情報開示タスクフォースの提言では、企業が抱える自然関連課題を特定し、評価することを推奨してございます。持続可能な計画の下で調達された木材、木製品の量などの開示が求められておりまして、評価、公表を進める企業も出てきてございます。

次に、左下でございます。

建築分野は世界のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の約4割を占めてございまして、建築物のライフサイクル全体での排出量削減が求められている中で、木材利用による効果が適切に評価されることが重要となっております。

こうした中、右上でございますが、我が国では温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（通称SHK制度）によりまして、事業者には事業活動に伴う温室効果ガス排出量の算定と国への報告が義務づけられているところでございますけれども、令和8年度から新たに森林による吸収と木材による炭素貯蔵を排出量の算定の中に位置づける予定でございまして、企業などによる森林整備、木材利用の取組の進展が期待されているところでございます。

また、本年4月には改正クリーンウッド法が施行されたところでございまして、地域と地球の環境保全に資するために、適切な運用による合法伐採木材等の流通、利用の促進が重要となっております。

次に、8 ページをお開きいただければと思います。

8 ページは、いわゆるウッドショックの振り返りを記載してございます。輸入木材のリスクが明らかになったことを踏まえまして、国産材の安定供給体制の構築に向けて川下での利用拡大や川中でのストック機能の強化、川上での集約化の推進など各生産段階における課題への対

応と併せて、川下から川上までのサプライチェーンの構築が課題となっているところでございます。

次に、9ページをお開きいただければと思います。

ここからは、分野ごとの取組状況と課題について御説明を申し上げます。

まず、森林資源情報等の精度向上についてでございます。

先ほど少し触れましたけれども、NFIのデータが蓄積しておりまして、全国の森林蓄積等について精度の高い推計が可能となりました。人工林のうち植栽木の蓄積について、NFIのデータと森林簿等のものとを比較すると、約1.2倍の差がありまして、より精度の高い森林資源情報を整備していく必要がございます。

関連して、伐採面積や木材供給量を蓄積で割って推計しておりますが、右側の表のように森林簿の蓄積で割ると8万ヘクタールを超えますが、NFIの蓄積で割り戻した場合は6万ヘクタール程度。また、衛星画像により推計した場合は5万ヘクタール程度と差がございます。そのため伐採面積の精度向上も必要となってきてございます。

次に10ページ、森林の集積・集約化の推進でございます。

左側の棒グラフや表でございますが、我が国の森林の保有構造は依然として小規模・零細でございまして、所有者の特定が困難な森林や引き続き管理することが困難な森林がございまして、そのため、右上のイメージのように、所有権や経営管理に必要な権利を再生林等に責任を持つて取り組む林業経営体に集約化することが重要でございまして、令和7年に成立いたしました改正森林経営管理法を適切に運用していく必要がございます。

また、左下の表にありますように、林地では地籍調査が遅れておりまして、森林の境界明確化をより一層進める必要がございます。

次に、11ページは再生林の推進でございます。

左上の円グラフのように、育林経費の7割を占める造林初期費用の低減に向けて省力・低コスト造林を推進しておりまして、その割合は、隣のグラフのように年々増加してきております。また、条件のよい林業適地では計画的な主伐と植栽により確実な更新を図ることが重要でございまして、そのため、左下のように市町村森林整備計画におきまして、そのような森林を特に効率的な施業が可能な森林の区域に設定いたしまして、その区域における森林経営計画では原則、植栽による更新を実施することとしてございます。

植栽に用いる苗木につきましては、先ほどございましたけれども、花粉症発生源対策として花粉の少ない苗木等の生産と利用の拡大が重要となっております。

次に12ページ、山村の振興でございます。

左上でございますけれども、山村では全国に先駆けて人口減少や高齢化が進行しておりまして、無人化した集落では7割の森林が放置されているというデータもございます。一方で、左下のように8割以上の方が散策やウォーキングなど森林で何らかの活動を行いたいと回答されるなど、山林に対する潜在的なニーズが存在してございます。このような状況も踏まえまして、右側にあるような森林空間や機能を活用した取組を進めることが重要となっております。森林空間が持つ魅力をいかした森林セラピーやマウンテンバイクコースなどの森林空間や機能の利用と、森林による二酸化炭素吸収機能を活用した森林由来Jークレジットの創出・販売によりまして、都市住民や企業などにとって魅力的な付加価値を創出し、山村振興を図っていくことが重要となっております。

次に13ページ、林業経営体の育成でございます。

左上ですけれども、林業経営体による作業・受託面積を見ますと、主伐の約7割が民間事業者により行われております。また、右上ですが、1経営体当たりの平均素材生産量は着実に増加しておりまして、規模拡大が進行しております。更に左下ですが、会社経営体の林業事業の営業利益は改善傾向となっております。

今後、主伐の増加が見込まれる中、再生林などに責任を持って取り組む林業経営体の育成が重要となっております。下の真ん中の図のとおり、農林業センサスにおける林業経営体3.4万経営体のうち、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行えると考えられる選定経営体は2千経営体となっております、これらのものを中心に育成を図っていく必要がございます。

次に、14ページは林業労働力の確保でございます。

左上ですけれども、林業への新規就業者数は毎年3,000人程度でございまして、「緑の雇用」事業による新規就業者の定着率は全産業と比較して高い状況にございますけれども、更なる就業環境の改善が求められます。右上のように、高性能林業機械の普及などを背景に就業環境を改善してございますけれども、林業従事者の給与は全産業と比較して低い水準にありますので、更なる生産性向上等を通じた給与水準の向上が重要となっております。

また、左下、労働災害の発生率は緩やかな減少傾向にはあるものの、依然として全産業平均の10倍という高い状況にございます。労働安全を確保するとともに更なる生産性向上や省力化・軽労化を図るため、右下にありますような遠隔操作・自動運転技術やデジタル技術の開発・実装を通じたスマート林業の推進が重要となっております。

次に、15ページは持続的な国産材供給体制の構築でございます。

左側のように、国産材の流通には様々なプレイヤーの方々が関わってございます。加工事業者への供給は流通業者経由が大半でございますけれども、木材加工事業者へ直送する事例も増加傾向でございます。

また、右上の表のように、木材需要の大宗を占める製材につきましては、工場の大規模化・効率化が進んでおります。持続的に国産材を供給する体制を構築するには、右下のような国産材の価格構造におきまして、再造林可能な価格で木材・木材製品が取引される必要がございます。そのためには木材の需要拡大や付加価値の向上を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化と効率化・省力化によるコスト低減を進めていくことが重要でございます。

次に16ページ、木材利用の拡大でございます。

左上の図は、青い点線囲みのとおり、中高層住宅や非住宅建築物では木造率が1割未満と低い状況でございます。また、真ん中のグラフのように、木造住宅でも横架材などで国産材の割合が少なく、利用拡大が重要となっております。また、右上のように、木材輸出の半分は丸太が占めておりまして、より付加価値の高い製品への転換が求められております。

加えて、左下の改質リグニンやセルロースナノファイバーのような新素材の開発をはじめとする木質原料の高付加価値利用に係る技術開発が進展しておりまして、現場への普及・実装が重要となっております。

更に木材需要の約3割を占める広葉樹材でございますけれども、国産材については高付加価値な製品用途への利用が進んでおりませんので、放置された里山林の再生・保全に向けた広葉樹の利用拡大が重要となっております。

最後、17ページでございます。

これらの情勢を踏まえまして、今後の主な課題を1枚にまとめたものでございます。

これまでのページで御説明してきたような国際的な情勢や、企業を含めた国民の関心の高まりなどを踏まえまると、持続的で多様な森林整備と森林資源の循環利用がより一層求められていると考えております。

図は左側から、川上では確実な再造林や生物多様性・林地保全に配慮した森林整備、川下では丸太の価値を最大化する流通・加工、川下では都市等における木材利用の拡大を進めることが必要となっております。また、関係者の方々一体となって木材の持続可能性やコスト構造に関する情報の伝達・共有などの取組を進めることが必要となっております。これらによって、持続可能な森林・林業・木材産業の実現を目指すことが重要であると考えてございます。

以上、資料2-2の御説明でございます。

続いて資料２－３「現行森林・林業基本計画の実施状況」でございます。

この資料は、現行計画に基づく主な施策の実施状況を施策の項目ごとに整理したものでございます。

資料の構成を、１ページを例として御説明申し上げたいと思います。

一番左の欄が大きな施策分野の区分でございまして、現行計画で講ずべきとされた施策の構成に沿って整理されてございます。中央の欄は「具体的な取組等」として、現行計画の下でどのような施策を行ってきたかを記載してございます。右の欄は「評価及び課題」として、行われてきた施策についてレビューした上で、「今後、更にこういう課題があるのではないか」という問題提起を記述してございます。

本日は時間の関係もございまして、一つ一つの内容は省略させていただきますけれども、今後の各論の審議におきまして、適宜御参照いただければ幸いと考えてございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○立花会長 横山企画課長、御説明ありがとうございました。

私から少し説明させていただきたいんですけれども、今日はこの森林・林業・木材産業をめぐる情勢について、現在どういった状況にあってどんな課題があるのかを、まず我々林政審議会の中で理解することになります。そして次回から、10月には持続可能な木材・木材製品の生産、国産材の供給・利用といった各論に入っていきますので、この場では今、御説明があったことに対して「この辺をもう少し知りたい」といった観点で御質問を頂いて、次回以降の審議にいかしていきたいと考えています。

ですので「こうしてほしい」といった希望というよりは、具体的な計画をつくるためにまずはこの場でいろいろな知識を得よう、理解を深めようということで御質問等を頂ければと思います。

もう一つ、先ほど御説明がありましたように、森林・林業基本計画はこれから５年間の森林・林業・木材産業に係る施策について、こんなことでやっていくんだということをその中に含めて作成していきますので、５年間を見据えた上で非常に重要な計画となります。これを基に施策が打たれていくこととなりますので、そうした観点で、これからそれぞれ御発言していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

これから30分程度で皆様から御意見、御質問をいただきたいと思いますが、どこの箇所なのかを最初にお話しただいてから発言していただければと思います。

どなたからでも結構ですので、御希望の方は手を挙げていただけますでしょうか。

○斎藤委員 資料２－２の右下図の、我が国の広葉樹材の需要量における「木材チップ」とされている部分ですが、製紙原料としての利用だけでなく、木質バイオマス燃料などのエネルギー利用も含まれているのでしょうか。もしそうであるならば、マテリアル利用とエネルギー利用とを分けて表示いただけると、より理解しやすくなるかと思われます。エネルギー利用とマテリアル利用の両者が見えない状態で区別されずに一括で示されている場合、図の見方や解釈に影響が出る可能性があると感じました。

○立花会長 ありがとうございました。

先ほどと同じように、３名の委員に発言していただいた後で事務局に振りますので、よろしくをお願いします。

そのほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

○小野委員 今、立花会長から、感想というか今後のことだけをということだったんですが、ちょっと読んでいて意見と、少し提案もあるので添えさせていただきたいと思います。

どこの部分というよりは、資料２－２と２－３を拝見して、全体の印象を含めての意見になります。

まず、今ある日本の森林をきちんと維持して豊かな状態で未来に残していくためには、林業がしっかり成り立つことが非常に重要だと改めて感じました。この資料には林業や木材生産に関する具体的な数値や、今年は特に図表が多く載っていて、大変分かりやすく表現されているなどと思います。

一方で、森林の価値というのは、多面的機能にも挙げられるように物質生産以外の価値が多くあります。例えば資料２－２の４ページには、毎回使われていると思いますが、24年前に行われた代替法による貨幣評価の数値、多面的評価の数値が書かれていますが、こちらは具体的な政策と結びついていないので、この数値の意味が十分に評価できない印象を持ちました。

また、全体を通して拝見していると、林業・木材生産の現状についての内容が資料の大半を示していて、森林そのものの価値をどう評価していくのかという視点が見えない印象を受けます。例えば2007年に国連で開始されたT E E Bでは、生態系や生物多様性の価値を経済的に評価、可視化するために、価値を認識し、価値を可視化し、価値を補足するという段階的なアプローチが必要だと記されています。こういった考えを踏まえますと、制度や施策にどう取り入れるかという議論をする前に、まずは価値を可視化する取組を進めることもとても急務だと感じています。

現在、国や地方自治体では市町村単位で予算や土地利用計画の策定が行われていると思いますので、生物多様性ですとか生態系サービスの評価はとても難しいなという印象を持っております。例えば流域ごとに価値を評価するなど、森林を軸に使える評価に寄せた設計などできないものかなと思います。

また、こういった物質として売買できない森林の価値については、モニタリングに対するインセンティブの弱さが大変課題だと感じているので、金銭的な枠組みに加えて行政や川上の事業者、企業だけではなく市民科学のような形で、市民も関われる関係価値の評価なども取り入れていくことができれば、もっと国民一人一人が自分事として森林の価値を実感できるのではないかと思います。

○立花会長 ありがとうございます。

私の話し方が悪かったんですけども、今の質問は、正に私が意図した内容でした。

○上月委員 前回の基本計画を審議されたときには、林業経営と林業構造の問題について議論され、施業地1haレベルの試算などが行われたと聞いております。その中で大規模な所有者などの形態別に近い将来の試算や新しい林業を行った場合の試算などが示されたと聞いておりまして、今回の審議においてもその辺をしっかりと議論にさせていただけたらと思います。

そのほか、資料2-2の3ページに四つのグラフがあり、その中で木材価格の推移については、昭和55年から平成25年まできれいに切り取られていますが、このところが民有林で林業経営を行っている者にとっては一番影響が大きいことかと思っております。やはり林業でお金儲けというか、夢を見せていただくことができるような施策をお願いしたいと思います。

それから13ページの左下、会社経営体の経営状況で、 $n=51$ ということで51社、選定経営体が2,064社あるうちの2.5%にも満たない数で載せられるのは、非常にサンプル数が少なく、どう言えいいんでしょうか、疑問のつく資料だと思っております。この図のように本当にこういうふうに儲かっているのか疑問であり、各県の分収林等々を考慮してもどうなのかなと疑問に思っております。

その辺もしっかり議論の対象にして進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○立花会長 ありがとうございます。それぞれ鋭い御指摘でした。

事務局から、それぞれ御回答いただけますでしょうか。

○難波木材利用課長 木材利用課長でございます。

まず、斎藤委員から御質問いただきました16ページの右下の広葉樹のグラフでございますけ

れども、輸入量の木材チップについて、製紙用なのかエネルギー利用なのか分けられないかという御指摘だったと理解しています。

こちら貿易統計を基にした数字になっていますので、その後の用途はこの数字からはなかなか把握が難しいんですけれども、一般的には、輸入のチップにつきましてはほとんどが製紙用に使われていると認識しておりまして、エネルギー利用はペレットで入ってくるのが大部分だと思っておりますけれども、次回以降の審議で、こういったところも可能な限り分析した上で御説明させていただければと思っております。

○土居計画課長 計画課長でございます。

小野委員から御質問、御指摘があった多面的機能などの定量的な評価についてでございます。

こちらは毎年我々、公共事業の事業評価などもやる中で大変頭を悩ませておりまして、それぞれの機能をどのように評価するかについてはなかなか新しい知見が出てこないところがあります。毎年そういった状況の調査なども継続しておりますので、その中でしっかり使えるものが出てくればやっていくということで、継続していきたいと思っております。

一方で、そういう定量的な評価以外にも、先ほどお話のありました生物多様性でありますとか、先般、林野庁でも施業の指針なども出しまして、そうしたものに合ったものが生物多様性に貢献するかどうか、そういった評価の方法もあると思いますので、いろいろな視点から森林の機能を評価、効果を見られる方法を考えていきたいと思っております。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

今、小野委員からの御指摘の点について少し補足させていただきます。

物質生産以外の価値をどう定量化するのかという御指摘、非常に難しい課題ですけれども、生物多様性の関係で申し上げますと、資料２－２の７ページにTNFDの考え方もお示ししております。

TNFDは情報開示のための考え方ですけれども、何を開示しなければいけないか。ここに（依存とインパクト、リスク、機会）と書かれておりまして、企業の方々はこういったことをしっかり評価して、それを開示していかなければいけない、こういう流れにある中で、まさしく今、おっしゃったように、今まで売買の取引にならなかったものも、企業目線で経営課題としてしっかりこういうことを評価していかなければいけないという動きになっている。開示を求められるのは大企業ですけれども、そういったものをサプライチェーン全体で評価しなさいということになっているので、当然林業側、森林の経営管理側がどのように評価するかというところが、その情報の出発点でございますので、それに対しては、特に生物多様性、森林をお

預かりする立場としてもしっかりやっていかなければいけないと思っております。

そういった観点から、どういう指標があるのか、あるいはどういう定量的な評価ができるのか、我々の方でもこれからしっかり検討していきたいと思っております。

○小坂田経営課長 経営課でございます。

先ほど上月委員から御質問等をいただきました点についてお答えいたします。

1 haの試算につきまして、今後の各論の回に向けて検討してまいりたいと思います。

また、13ページの企業の経営状況のところです。今回、母集団が51ということで数がちょっと少ないのではないかという話でございました。こちらにつきましては、企業の経営状況というセンシティブな内容に関するアンケートという側面もありまして、このような数になっているところでございます。

ほかにいい指標がないか等も含めて、また各論の回までに考えていきたいと思えます。御指摘どうもありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございます。

私から一つ補足すると、日本学術会議が2001年に評価して以降、全国的な評価はなされていないです。また、この評価のときから都道府県なども評価を行って数字として公表しています。都道府県ないし市町村によっては、そうした数値も参考にしながら計画をつくっている面はあることにはなりますが、学術的な形で新たに全国的な、定量的な評価はされていないのが現状となります。

委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。

○中島委員 御説明いただき、ありがとうございます。

私からは2点質問がございます。

まず、資料2-2の11ページ、再造林の推進のところです。

下刈りを担う者としては、この期間と回数が減ることは非常に魅力的で、ここは力を入れていただいて非常に有り難いと思う一方で感じるところなんですけれども、エリートツリーですね、初期成長が速いということは恐らく肥大成長も速い木だとも言われます。となると、未成熟材部分が増えるということは製材用には余り向かない、105角、120角を引いたときに恐らく未成熟材部分が多く含まれて、曲がりだったり強度の問題が出るのかなと感じています。

というのは、やはり林業での収入は木材売上がメインになっておりますので、いかに高く売れるかということが収入にかかってきます。今、私の現場でもチップ材と製材木は4倍ほどの売上の違いがございます。いかに製材用を増やすかというところでいろいろと試行錯誤してい

る中で、今回、低コスト造林を全国一斉に広めていくことは、もちろん炭素吸収量等に関しては非常に有効だと思うんですけども、果たして50年後、60年後に、今、私たちが伐採して優良材を取る、木材売上を上げるという山に携わっているように、果たして将来にそのような山が残せるのかなと少し不安に思っているところでありまして、従来どおりha3,000本植え、4,500本植えの造林、育林もお考えなのか、それも政策の中に入れていただけるのかをお聞きしたいと思います。

もう一点は14ページ、林業労働力の確保のところ、死傷年千人率の推移についてです。

私が林業に入ったのがちょうど平成20年なので、そこからこの17年ほどで防護具の配付だったりチェーンソーブーツの着用だったり、本当に労働環境が変わったなど実感しております。数字としても減少傾向にあるのはすごく喜ばしいのですが、やはり安全が確保できないから、収入が確保できないからということでやめていく仲間たちを見ている中で、いかにこの数字を減らすかというところだと思っています。

令和12年度に12.7という数字を上げられています。これは6年後にかなり大幅なダウンという形だと思いますが、恐らく今までの政策のままで半分に減少させるのはちょっと難しいのかなという実感がありまして、こちらの数字を出された根拠と、新たな取組、安全対策が具体的にあるのであれば教えていただきたいと思っています。

○立花会長 ありがとうございます。

○大内委員 全体的なことで、各論は後でと言われたので。

資料2-2の最後のページで、森林資源の循環利用、正にこのとおりで、回していくためのことで、全体的にはまとまっているなど感じましたけれども、まずは木材価格ですね。

前にもお話ししましたが、コストに見合った価格を実現するためにどのような取組をしているたらよいのかも含めて検討願えればと思っております。そのためには、先ほど言った再造林につながることもあるし、それから林業労働者の確保にもつながることありますので、コストに見合った木材価格の実現、米も実現しましたので、木材価格も是非実現するような形でお願いできればと思っております。

それから、木材にはA材、B材、C材と製材用、合板用、チップ用ということでありましてけれども、今、手入れ不足からかなり製材用が取れない。製材用はもう規格が決まっていて、それを選んで出荷するのはなかなか大変なところで、量的には二、三割しか出ない。本当に山がいいところで半分ぐらい。ほとんど合板材にいつているのがB材ですね、低質材も含めて合板にしてくれるということで、合板会社はかなり需要拡大に貢献していると思います。最後のペ

ージでCLTを写真に出して、量的に、製材等の工場は出ていますけれども合板工場が出ていない。

国内では製材ぐらいに合板工場の材料を食べている量も多いと思うんですよ。その合板は余り前に出さないで、私も新しいものが好きだから、こういう新しいものを出してPRという意味もあって、これはこれとしていいんですけれども、合板工場の役割もかなり我々林業にとっては大きいと思うので、その辺の、超厚合板とかそちらにも少し力を入れまして、LVLとかそちらも含めて、とにかく原木をどんどん伐っても売れないので、どのようにして木材を使ってもらうかに力を入れてもらえば我々は安定供給——ここにサプライチェーンの構築とありますけれども、サプライチェーンを構築しても工場が買ってくれないんですよ。我々も県内で安定供給会議などしていますけれども、供給体制を組んでも売れないということで減らされているということで、今年は合板工場1社が休止してしまっていて、その影響も県内としてはかなり響いているところもありますので、とにかく売る体制をうまくまとめていただければ助かります。

いろいろなことを言いましたけれども、よろしくお願いします。

○立花会長 ありがとうございます。

今、手元に澤田委員からの御意見、御質問が届きましたので、書かれているものを私が代読します。それが終わった後に事務局からの回答をお願いしたいと思います。

「7ページです。

SHK制度のような企業価値向上につながる制度があると、森林経営や木材製品利用、炭素貯蔵活動につながるので、こういった制度や算定方法に関してまとまった説明資料があるなら紹介していただきたいです。

8ページ。

ウッドショックの反省、振り返りが、問題点の抽出にとどまってしまっています。国産材活用につながる改善がされたことも紹介いただけると有り難いと思います。

9ページです。

森林簿とNFI、衛星画像が並べてありますが、精度やコスト、特性の説明があればどれを使うべきか、どういうデータに何が適しているか理解が進むと感じます。

2ページと14ページについて。

死傷数や労働災害数は、ほかの森林国の林業従事者との比較データはあるでしょうか。

11ページです。

省力・低コスト造林率にカウントしているのは、右のような取組事例を一つでも行っていれば含めているのでしょうか。また、省力化の効果（人工数減や経費の削減率など）はどのように捉えられるのでしょうか。

3 ページに戻ります。

『見た目重視から寸法安定性重視』へは、キャッチとしての的を射ていておもしろいと感じました。『和室から洋室へ』は住宅ではそのとおりですが、非住宅では事例の画像のとおり木材が見えることが求められているので、洋室で寸法安定して木材のよい事例があるとよさそうです。林産物 J A S も、性能基準化していることも併せて紹介されてもよいと思います。」

ということでたくさんありますけれども、それぞれ可能な範囲でお答えいただけますでしょうか。

以上、3 名からの御意見、御質問となりますけれども、事務局からの回答をお願いいたします。

○諏訪整備課長 整備課長の諏訪でございます。よろしくお願いいたします。

11 ページについて、中島委員と澤田委員から低コスト造林のところで御質問を頂いておりますので、それぞれお答えしようと思います。

中島委員からは、エリートツリーの写真がついておりますが、こういうものは成長がよく、再造林が低コストとか魅力的かもしれないがということで御評価いただきながら、材として大丈夫なのかというお話であったと記憶しております。

このエリートツリー、これからまた更に特定母樹、特定苗木というのがございますが、物を選抜するときには当然成長だけではなく、要はヤング率とか、いわゆる育ち方の通直性とか、そういうものが優れているものを選抜しておりますので、御懸念の、要は成長だけで将来ぶくぶく太って大丈夫なのかという点については、我々としては大丈夫だと考えているところでございます。

また、3,000 本とか5,000 本とか、要は2,000 本等ではなくもう少し違う植栽をしたら、その体系についても施策に取り組んでほしいというお話もあったと思っております。

例えば奈良だとか和歌山だとか造林本数が多く、これまで長い中で築かれてきた林業地がございますので、そういうところも当然考慮しながらやっていきたいと思っております。

また、澤田委員から11 ページの低コスト造林の割合が、今、54%となっておりますが、ここにどういうものが含まれているのかということで、この横に載っている図のそれぞれが一つでもあったらカウントされるのかというお話であったと思います。

ここについては、一貫作業をやったりコンテナ苗等、そういうことを一つでもやっていればそれを積み上げて、この54%というものを出してございます。

また、コストの削減率ということがございましたが、分かりやすく言うと、一番左に育林経費のグラフを載せておりまして、その下に小さく「3000本/ha植栽」などと書いてありますが、こういうものを前提としまして、低コストであれば、捕捉してここに載せています。一つずつが何%削減しているということではないかもしれませんが、ここに書いている標準単価のものより例えば2割削減されていればよいなどとしております。

○福田木材産業課長 木材産業課長でございます。

大内委員から御指摘がございました価格の関係ですけれども、正にいろいろなもののコストが上がっている中で、製品の価格が上がらず、そのしわ寄せが山元立木価格に来ているのが現状かと思っております。

そういう中で、サプライチェーンというお話もありましたけれども、買う人、売る人の双方が再生林のコストも踏まえて価格交渉を行っていただくということを、これから進めていきたいと思っております。

また、価格の点については次回以降、御審議いただきたいと思っております。

それから製材、CLT以外に合板も、というのも正にそのとおりでございますが、合板用材は、国産材需要の1割程度を占めておりますので、その点についてもしっかり目を向けていきたいと思えます。

澤田委員から御指摘がありましたSHK制度等の関係ですけれども、SHK制度は令和8年度から、自社で持っている森林の吸収量、そして自社ビルの木材による炭素貯蔵量の増加分を報告できるというように新たに制度が変わってまいりますので、この点についても普及していきたいと思っております。

それから8ページ、ウッドショックの教訓ですけれども、ウッドショックによって、中小の工務店でも、国産材を選択的に買うようになったという方々が増えておりますし、特に2×4の部材では、これまでほぼ全て輸入材でしたが、直近で2割程度が国産材に置き換わっているということで、ウッドショックの影響によって国産材シフトが相当進んできているのではないかと考えております。

最後に、3ページの見た目重視から寸法安定性重視ということですが、正に事例で挙げているのは見た目も重視でありますので、我々も性能だけではなく、現しにもできるような内装材なども含めて技術開発を進めていきたいと思っております。

○小坂田経営課長 経営課でございます。

先ほど中島委員と澤田委員から労働安全についての御質問を頂いたところでございます。お答えさせていただきます。

まず、令和12年度の死傷者数の12.7の根拠でございますけれども、それは目標設定当時、他産業と比べまして非常に高い水準にあることを踏まえまして、令和12年度に半減すべきだという目標として掲げたところでございます。

続きまして、今、何を行っているかご説明いたします。実際、死亡事故を検証いたしますと、やはり伐木のときに起こることが多くなっております。また、林業を始められてすぐの方が経験不足から、ベテランの方が不注意でということが非常に多くなっております。そのため予算措置といたしまして、まず、雇い主の経営層に対し、安全管理体制が整っているかといった安全診断を行いつつ、ベテランの方にも学び直し研修を行っているところでございます。また、高性能林業機械の導入も進めているところでございます。

ご指摘のとおり、目標までまだ非常に遠い状況にありますので、引き続き何ができるか考えていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

それから、澤田委員からお話がありました外国とのデータの比較ですが、すみません、今、データを持ち合わせておりませんので、また今後、検討させていただければと思います。

○土居計画課長 計画課長でございます。

澤田委員から、9ページの民有林の伐採面積の推計につきまして、推計方法の考え方をしっかり書いた方が理解が進むという御指摘だったと思います。

森林に関する個別の御議論は、第4回などを中心にとということになるかと思っておりますけれども、ここで書いている森林簿やNFIを使った推計については、国内で生産された丸太の生産量から実際の森林の蓄積を基に推計したという性格を持っております。一方、衛星に関しては、正にその伐採箇所そのものがどうだったのかを把握しているという方法の違いなどがあります。

このほかに行政情報を使った方法などもあると考えておりますので、それぞれの性格も改めてしっかり御説明させていただきながら、また資料を整理したいと思います。

○立花会長 ありがとうございました。

予定している時刻になりましたけれども、まだ発言されていない方で御質問の方がいましたら、手短かに質問していただければと思います。

○中西委員 説明どうもありがとうございました。

資料2-2は、全体的にグラフあるいは数値化されていて、非常に分かりやすい現状分析あ

るいは過去分析だと思います。

現在、森林の多面的機能発揮でいろいろな期待が高まる一方、この分析を見ていると解決しなければいけない問題も山積みだと思いました。これからの計画を立てるに当たっては、数値化されていると非常に分かりやすいので、全てを定量化するのは難しいかもしれませんが、定性的な話ばかりではなく、数値化できるものはできるだけ数値化した計画を目指していくべきではないかと思っております。

○出島委員 私からも今の4ページについて、「多面的機能発揮への期待の高まり」と書いてあるんですけども、先ほど小野委員がおっしゃったようなことかと思っておりますけれども、多面的機能そのものの動向とか生物多様性の情勢、動向については情報がないと感じています。

それは今年の白書で生物多様性を特集していただいて、そこでまとまっているものもあると思いますし、紹介のあったNF I データも多分使って表現することができると思いますし、JBOと言われるバイオダイバーシティ・アウトLOOKという日本のものもまとまっていますし、やはり今、期待が高まっているからこそ、そういうものを整理する必要があるのではないかと思います。

もう一つは、12ページの山村のところです。

山村振興というところのような形になるのかもしれませんが、今、山村振興を具体的に進めるときには、多分、各ページにある動向をどう統合的に捉えて、重ね合わせて実現しているのかがすごく大事なんだろうなと思っていて、その辺りをうまく見付けられるような検討ができるといいなと思っております。

○高森委員 何名かの方のお話と多少被りますが、同じように4ページの多面的機能はやはり注目されていると思っていて、特に生物多様性とCO₂吸収だと思っています。

御指摘もありましたけれども、定量的に明確な評価の基準が示されていることはもちろんですが、グローバルな基準と違わないといえますか、世界的な考え方の流れとすり合っていることとか、非常に分かりやすく使いやすいものになっていないと考え方が広まっていかないし、我々企業としてもいろいろ活用したいんですけども、グリーンウォッシュと言われたくないので、それを恐れてちょっと使いにくいみたいなことが起こりがちなので、是非そこら辺をもうちょっと詳しくやっていただけると嬉しいなと思っております。

○立花会長 それでは、まとめて御回答をお願いできますでしょうか。

○増山森林利用課長 ありがとうございます。

生物多様性、地球温暖化、いろいろ国際的な課題になっている中で、情報の整理を含めてい

かに一貫的な対応をしていくか、非常に重要な課題だと思っています。

これについては第4回の森林整備のところで改めて深掘りできればと思っていますけれども、特に多様性の関係で申し上げますと、今、高森委員から御指摘あったとおり、やはりグリーンウォッシュと言われないうえに最低限守らなければいけないルールは何なのか、そこを明らかにすべきだと思っています。

我々の方でTNFDの情報開示の手引みたいなものも出しておりますし、そういったものも使いながら、しっかり企業の方々が使っていけるようなツールを準備していくことが重要だと考えております。

それから、出島委員から山村の取組について、いろいろな取組を統合的に、重ね合わせてやっていくことが重要だと。これは正しく我々が考えていることでございまして、これは第3回で山村振興について深掘りする場を設けておりますので、その中でまた改めて御議論させていただければ有り難いと思っています。

○横山企画課長 企画課長でございます。

中西委員から、いろいろ数値化されて分かりやすい資料だけでも、計画の方もできるだけ数値化して、分かりやすい計画を目指すべきというお話がございました。なかなか数値化が難しい分野もございますけれども、私どもとしてもできるだけ、後々しっかりと御評価をしていただけるように、数値等をお示しできるものはしていくような計画を目指していけるよう検討してまいりたいと思います。

○立花会長 増山課長、横山課長、ありがとうございます。

大変申し訳ございませんけれども、時間が参りました。発言の機会を持てなかった委員の皆様、大変申し訳ございませんが、次の議題に移らせてください。

次に、議事（3）その他に移ります。

令和8年度林野庁予算概算要求の概要について、小島林政課長からお願いいたします。

○小島林政課長 林政課長の小島でございます。

資料3に沿って、令和8年度林野庁の予算概算要求の概要を説明させていただきます。

そもそも国の予算要求のプロセスといいますのは、各省庁で検討したものを8月末までに財務省に提出することになっております。今回お示しするものは、林野庁として来年度の予算として必要なものを財務省に要求しているものでございます。これから年末にかけて財務省とこれらの予算の必要性はどうなのだったといった議論をしまして、そして政府として予算案を取りまとめ、その後、年明けに国会でその予算案を議論していただいて来年度の予算が決まっていく。

そういう意味では、今日お示しするものは正に来年度予算の第一歩、そういう位置づけでございます。

今回要求している内容を説明します。

1枚目を御覧いただければと思います。

まず、総額だけざっとイメージをつかんでいただければと思いますが、令和8年度概算要求額、一番下に合計がございますが、3,458億円ということで、対前年度比112.7%の予算を要求してございます。

その具体的な内容を2ページ以降で御説明したいと思います。

先ほど基本計画の議論の中で、様々な課題と対応についてお話がありましたけれども、基本的にはそうした川上、川中、川下の課題に対応するべく支援策を要求していく、そういった内容になってございます。

まず、タイトルは「2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向けた森林資源循環利用施策の総合的な展開」ということで、公益的な機能がしっかりと発揮されるような森林づくりを目指していきます。資源循環がしっかり確立した森の国、そして街を木造化していった木の街を造って需要を拡大していく、そういう思いを込めて我々「森の国・木の街」と呼んでおりますが、その実現に向けて森林資源が循環利用されるような、そういった施策を展開していきたい、そういう予算になってございます。

具体的な内容は以下にございますけれども、まず、①グリーン成長総合対策でございます。こちらは「森の国・木の街」の実現に向けまして、DX等の様々な新技術も活用して川上から川下まで総合的に事業者の方とか都道府県を支援していく、そういった予算でございます。

具体的には、アにございますように森林集約・循環成長対策です。森林経営管理法を先般改正して森林の集積・集約化を進めていこうとしており、そういった取組を後押ししていく予算でございます。具体的には、地域の関係者が集まって地域の森林の将来像をみんなで話し合おうというモデル的な取組を支援したり、そうした取組を全国に展開するための支援策、そういったものを要求していきたいと思っております。

二つ目の「・」は、路網の整備ですとか間伐、また、先ほども議論になった再生林の省力・低コスト化、エリートツリーの導入、そうした様々な取組を支援するとともに、スマート林業の実装といったものも要求します。また、森林病虫害対策、林野火災予防対策、更には川中の木材加工流通施設の整備ですとか、川下で需要をつくっていくために木造公共建築物や木造非住宅建築物の整備、こういったものを後押しする予算を要求しております。

二つ目は、イ、木材等の付加価値向上・需要拡大対策でございます。

これは、特に地方の木造化をどんどん進めようということで、技術開発等も支援しますし、また「木材を使うことがこんなに良いのだ」ということを示すため、温室効果ガス排出削減効果の見える化をするデータを整備するとか、そういった予算を要求します。

また、木材の合理的な価格形成に向けたサプライチェーンの構築等を支援するような予算も要求していきたいと思っています。

そして、二つ目の「・」にございますけれども、輸出の促進ですとか木質バイオマスの活用、こういったものも引き続き支援するとともに、特用林産物の需要拡大等も支援するために要求してまいります。

また、最後の「・」で「森業（もりぎょう）」という言葉を使っているんですけれども、これは森林の空間ですとか機能、こうしたものを活用することによって山村地域に雇用と所得を創出していく、そういった取組を我々これから「森業」としてPRしていきたいと思っております。具体的には森林サービス産業とか企業の森づくりですとかJークレジットの普及、こうしたものを後押ししていけたらと考えております。

3ページを御覧ください。

続きまして、ウ、担い手育成総合対策ということで、「緑の雇用」事業を通じて新規就業者を支援したり、林業大学校で学ぶ就業前の方への給付金を支援する、ないしは労働安全対策、こうしたものを進めていきたいと思っております。

エ、スマート林業でございますけれども、林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた取組、また、木質系新素材の開発実証等、デジタルも使って新しい技術等を開発するような後押しをしてまいりたいと考えております。

オ、森林・山村地域活性化でございますけれども、里山林の整備ですとか半林半X、こういった取組を引き続き後押ししていけたらと思っております。

カ、花粉症対策でございます。

花粉症につきましては、スギの人工林の伐採・植替えですとか花粉の少ない苗木への植替え、そのための苗木の生産を支援するとか、花粉の飛散量の予測、飛散防止対策、こうしたものも予算要求で対応していきたいと思っております。

その下、②から④はいわゆる公共事業でございまして、森林整備事業、国土の強靱化にしまして、間伐ですとか再生林、林道の開設等を支援するための要求をしてまいりたいと思っております。また、治山事業も、能登半島の災害等の教訓を踏まえてしっかりと国土強靱化に向けた取

組を後押ししていけたらということで予算要求しております。

最後、一番下に「鳥獣被害防止対策」とございますけれども、森林におけるシカ捕獲の取組、こういったものも予算要求をしてしっかり対応していきたいと考えております。

以上、駆け足でございますけれども、予算要求のポイントでございます。また基本計画の議論等と併せて、こうした予算がしっかりと活用できるように要求してまいりたいと思っております。

○立花会長 ありがとうございます。

委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

ここまで一通り今日の議事を進行してまいりました。最後に、小坂林野庁長官よりコメントをいただきたいと思います。

○小坂林野庁長官 長官の小坂でございます。

本日、長時間にわたり時間いっぱい闊達なる御質問、御意見をいただきまして、ありがとうございました。

最初の国有林の管理経営の基本方針の実施状況につきましては、事前に皆さんから御意見を頂いて、それも反映できましたし、本日更に幅広く、いろいろな工夫なり表現の仕方の御意見を頂いて、それも反映することによって、より分かりやすくより充実したものになろうかと思っております。感謝申し上げます。

特に、多くの委員から国有林のやっていることを評価いただいたと思います。そういうことは我々きっちり受け止めて、対外的にもPRするとともに、我々も更に皆さんから評価されるような国有林野事業になるよう頑張っていきたいと改めて思ったところでございます。

更には森林・林業基本計画の変更について諮問させていただいて、いよいよ基本計画の変更に向けた議論のキックオフとなります。これについても次回以降の個別の議論につながる非常に貴重な意見を多く頂いたと思っています。

特に何点か、自分なりにお話を聞いて思ったことをお話ししますと、小野委員からあった森林そのものの価値、出島委員からは生物多様性の価値、そういうことを踏まえたものというのは正にそのとおりだと思います。担当課長からも話がありましたように、定量的な評価にはなかなか難しい面があるものの、木材以外の森林の価値にもちゃんとスポットライトを当てて、この場で議論していただき、基本計画の中に位置づけていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

また、上月委員と大内委員からは林業経営に関する御意見をいただきました。前回同様 1 ha 当たりの試算であるとか、更には再生可能なコストに見合った価格であるとか、こういうことは多分、今回の基本計画の大きな議論の柱になるものだと思います。

大内委員が言われたように、供給体制は整っているけれども受け取ってくれなかったというのは、実態としてあると思っています。でも、そこを川上と、受け取る側のいわゆる川中がもっと運命共同体になって一体的な取組をするためにはどうすればいいのかといったことも、今回の基本計画の中の大きな議論の柱だと思います。そういうことが多分、適正な価格であるとか合理的な流通であるとか、そういうものにつながっていくと思いますので、そういったことも次回以降、深掘りして議論していきたいと思います。

いずれにしても、今日は現状と課題を皆さんと共有させていただいて、確かに川上、川中、川下にはいろいろな課題があります。そういう課題を一つ一つ解決できる施策の方向を基本計画に示していきたいですし、一方で、例えば国産材の生産量、自給率、やはり上がってきていますよね。更にはCO₂とか生物多様性で本当に多くの企業の皆さんが森林であるとか木材に対し理解し、協力したいという声もありますよね。そういうフォローの風も多くありますので、是非この基本計画を、「課題がいっぱいで大変」ではなく「課題を解決すれば新しい姿ができるんだ」ということが幅広い森林・林業関係者の皆さんに伝わるようなものにしたいと個人的に思っていますので、そういった前向きな目で我々も資料を作っていきますし、議論ができればと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本日はどうもありがとうございます。

○立花会長 ありがとうございました。

以上をもちまして本日の林政審議会の議事を終了します。

先ほど長官からお話がありましたけれども、次回からは森林・林業基本計画の個別の分野を審議していくことになります。この審議会はそれぞれの専門分野から、また国民の代表という立場から、森林を持続的に管理し、林業を振興し、木材産業を振興する、そして木材を広く使う社会をつくっていくということで、我々、委員としてしっかりと意見を申し述べていきたいと思っています。

これからも、資料は事前に届きますので、それを事前に目を通していただきながらしっかりと発言していただければと思います。

本日は長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○小島林政課長 立花会長、ありがとうございました。

今回の林政審議會は10月6日の13時から開催予定でございます。後日、事務局より出欠確認の御連絡をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては御出席のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の林政審議會を閉会とさせていただきます。

改めまして、委員の皆様におかれましては長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

なお、この後、15時45分から施策部会を開催いたしますので、施策部会委員の皆様におかれましては引き続きの御対応、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

午後3時35分 閉会